

5分で
読める

知っておきたいお金と税金のことがよくわかる

相続・贈与マガジン



2016年
11月号

CONTENTS

資産安心コラム 2ページ

「相続放棄」せず「相続分の放棄」をしたばかりに連帯保証債務を相続することに!
【前編】

今からできる相続対策 3ページ

「相続開始前3年以内の贈与財産」は相続財産に加算される!

なかなか聞けない相続Q&A 4ページ

「贈与税の配偶者控除」はどんなときに使えばいい?

数字で見る相続

40.0%

「40.0%」とは、国税庁「統計年報」による、平成26年中に暦年課税を利用して贈与税を申告した38万8,797人のうち、取得財産価額が150万円以下だった15万4,373人が占める割合です。贈与金額110万円以下は非課税なので、実質は110万円超150万円以下の取得財産価額になります。この背景は、あえて対税務署に贈与の証拠を残すために150万円以下の贈与を行ったケースが多かったものと推測されます。

贈与は主に相続対策の一環で行われます。しかし、相続対策と思って贈与を行っても、それから3年以内に被相続人が亡くなれば、その贈与した財産も相続財産にみなされてしまいます。贈与した財産のなかには基礎控除額110万円以下の財産も含まれるので、注意しましょう。

相続・贈与について少しでも関心がある方は、お気軽にご相談ください

「相続放棄」せず「相続分の放棄」をしたばかりに！

前編

※記事内の名前はすべて仮名。
設定は実話に基づき一部脚色しています。



東京・下町で町工場を経営していた安井幸吉さんが亡くなり、相続が発生しました。妻の妙子さんは3年前に死去。長男の龍太さんと長女の冴子さんがいます。龍太さんは妻・すみれさんとともに幸吉さんと同居しており、すみれさんが幸吉さんの介護をしていました。幸吉さんの資産は、自宅兼工場の不動産（評価額5,000万円）と約200万円の預貯金のみで、借入金はありません。

幸吉さんの相続での相続人は、龍太さんと冴子さんの兄妹。遺産分割協議も、この2人で行われました。協議の結果、自宅兼工場の不動産は龍太さんが引き継ぐことに。冴子さんは「私は何もいらない。相続を放棄するので、はんこ代だけもらっておく」と預貯金を100万円のみ相続することになりました。相続開始から5ヵ月経過したころに、2人は遺産分割協議書に押印しました。

遺産分割協議が終わって1ヵ月後（相続開始から6ヵ月後）になって、金融業者から「幸吉さんは知人の連帯保証人となっており、連帯保証債務が2,000万円ある」という通知がきました。龍太さんと冴子さんは驚くばかりでした。

実は幸吉さんは生前、地域の町工場経営者仲間・堀尾正志さんの、設備投資のための借入の連帯保証人になっていました。堀尾さんは1年前に死亡。工場は後継者もなく廃業しました。堀尾さんの相続人は、全員相続放棄したため、堀尾さんの債務が連帯保証人である幸吉さんに回ってきたのです。

龍太さんも冴子さんも、幸吉さんの連帯保証の事実を全然知りませんでした。この場合、龍太さんと冴子さんが1,000万円ずつ保証債務を相続することになります。

相続開始3ヵ月前ならば 「相続放棄」ができた

「私は相続を放棄したから、関係ないわ」と、冴子さんは言い放ちました。しかし、冴子さんが選んだのは「相続分の放棄」で「相続放棄」ではありません。

この場合、幸吉さんの相続開始から3ヵ月以内に冴子さんが「相続放棄」の手続きを取れば、相続人とならず、財産を相続しない代わりに連帯保証債務も相続しなくて済みました。ところが、相続開始から6ヵ月後に現金100万円だけを相続したばかりに、冴子さんは1,000万円の保証債務を背負うことになってしまったのです。（後編へ続く）

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

POINT

- 連帯保証債務があるときは、必ずその存在を相続人になる家族に知らせておこう
- 「相続放棄」は原則として、相続開始のあったことを知った日から3ヵ月以内に家庭裁判所に申し出る必要がある

記事提供：相続・贈与相談センター本部
税理士法人エクラコンサルティング

相続財産に加算される！

「相続開始前3年以内の贈与財産」は

有効な相続対策のひとつが、生前贈与です。将来の相続税負担を軽減しようと、配偶者や子、孫などに現金をはじめとした財産を贈与するケースは多く見受けられます。では、相続が始まるまでに、できるだけ多くの財産を贈与して移転しておけばいいのかというと、そうはいきません。「相続開始前3年以内の贈与財産」は相続財産に加算されてしまうので、注意しましょう。

相続また遺贈により財産を取得した人が、被相続人の相続開始前3年以内(死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間)に贈与を受けた財産があれば、その人の相続税の課税価額に、贈与を受けた財産の贈与時の価額が加算されます。つまり、相続開始前3年以内の贈与財産については、相続税を計算する際の相続財産にあらためて組み込まれてしまいます。これを、相続税の生前贈与加算と言います。

その理由は、駆け込み的な生前贈与によって、被相続人の財産が減少し、相続税の課税を回避されるのを防ぐためです。

したがって、法定相続人でなく、しかも相続時に財産を遺贈されない方や、法定相続人でも財産を相続されない方への生前贈与は、この加算の対象ではありません。

加算される財産の評価額は、贈与時の評価額になります。現金や預貯金ならば特に問題はありませんが、もし、不動産や有価証券などを贈与したとしたら、相続時ではなく贈与時の評価額を適用し、加算することになります。

そして、加算される財産は、贈与税の基礎控除額110万円以下の財産も含みます。ですので、贈与税がかからない年間110万円以下の贈与を行っていたとしても、贈与から3

年以内に亡くなれば、その財産も相続財産にみなされてしまうのです。

なお、贈与を受けたときに贈与税を支払っていた場合は、相続税がかかったときの相続税額から、贈与税額が控除されます(贈与税額控除)。ですので、贈与税と相続税が二重にかかることはありません。

生前贈与加算の規定を受けないケース

次の贈与財産は、相続税の生前贈与加算の規定は受けません。相続税の課税対象からは除外されます。

- 婚姻期間20年以上の贈与税の配偶者控除の財産
- 直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金
- 直系尊属から贈与を受けた教育資金
- 直系尊属から贈与を受けた結婚・子育て資金

相続税負担を減らそうと、生前に財産を贈与しても、場合によっては相続時に相続税を払ったほうが、税金が安く済んだなんてこともあるでしょう。「相続開始前3年以内」と言っても、相続開始時期のコントロールはできません。贈与を行う際には、現状の相続税額をシミュレーションした上で、綿密に検討し、計画的に実施しましょう。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。



「贈与税の配偶者控除」はどんなときに使えばいい？

Q 私が亡くなったら、妻にできるだけ財産を残し、生活に困らないようにしてあげたいです。「贈与税の配偶者控除」は不動産を取得する際に使えると聞きましたが、うちの財産は自宅だけでこれから不動産を取得する予定がありません。それでも使えますか？

A 「財産は自宅だけ」でも「贈与税の配偶者控除」は使えます。相続税の生前贈与加算の対象からも外れるので、ぜひ活用しましょう。

配偶者に生前贈与をしたいときに役立つのが、贈与税の配偶者控除です。「おしどり贈与」とも呼ばれており、最高2000万円まで控除が認められます。贈与税の基礎控除は110万円なので、

その年に他の贈与がなければ、
110万+2,000万=2,110万円
までは贈与税がかかりません。

この配偶者控除の適用を受けるためには以下の6つの要件があります。

1. 婚姻期間(正式な婚姻届を出してからの期間)が20年を過ぎた夫婦間の贈与である
2. 自分が住むための居住用不動産の贈与、または居住用不動産を取得するための金銭の贈与である
3. 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与によって取得した国内の居住用不動産、または贈与を受けた金銭で取得した国内の居住用不動産に、贈与を受けた人が実際に住んでおり、かつ引き続き居住する見込みがある
4. 土地または借地権のみの贈与の場合、家屋の所有者が配偶者

または同居している親族である

5. 税額が発生しなくても贈与税の申告を行う

6. 同一の配偶者から一生に一度のみ受けること

「財産は自宅だけ」でもその自宅の評価額が数千万円するのならば、旦那様名義の自宅不動産(土地・建物)を、2,110万円分までこの配偶者控除を使って奥様との共有名義にしてみてはいかがでしょう。これで贈与税の配偶者控除の最高額2,110万円分の贈与を行ったことになります。万一、贈与後3年以内に旦那様の相続が発生しても、贈与分が相続財産に加算されることはありません。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

相続は経験と技術で
大きな差が出る事をご存知ですか？

1. 熟練した相続専門力

相続税申告件数年間100件超えの経験値

2. 正確無比なスピード

相続専門チームによる技術力

3. 分かりやすさ

内容に安心して頂けるご説明・明朗報酬

相続職人集団
凄腕。

相続に特化した税理士法人です。

税理士法人才オグリ [名古屋本部]

〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15
名古屋フコク生命ビル6F

相続無料相談実施中！

お問い合わせは

TEL：052-222-1600
(担当：相続部門 小林・浜川)